

大東市調整給付金のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人市民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます(注1)。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、**当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます(注2)。

(注1) 定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

(注2) 令和5年の課税状況に基づき、支給額を算定のうえ、令和6年度個人市民税課税団体より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

支給対象者・支給金額について

■ 支給対象者

令和6年1月1日(賦課期日)時点において大東市にお住まいの方で、次の①または②のいずれかに該当する方

- ① 所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数※1)が「令和6年分推計所得税額※2」を上回る方
- ② 市民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数※1)が「令和6年度市民税所得割額」を上回る方

※1 減税対象人数とは、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)の数です。(ただし、国外居住者は対象から除きます)

※2 令和6年分推計所得税額は令和6年度市民税情報を基に計算します。

■ 支給額 (次のA+Bを1万円単位で切り上げた額)

【例】減税対象人数が4人の場合
令和6年分推計所得税額72,000円
令和6年度分市民税所得割額41,000円

A 所得税分の控除不足額 (減税しきれない額)

定額減税可能額
(3万円×(本人+扶養親族数))

—

令和6年分推計所得税額
(減税前)

=

A 所得税分の控除不足額
(<0の場合は0)

【例】3万円×4人

72,000円

A 48,000円

B 市民税分の控除不足額 (減税しきれない額)

定額減税可能額
(1万円×(本人+扶養親族数))

—

令和6年度分市民税所得割額
(減税前)

=

B 市民税分の控除不足額
(<0の場合は0)

【例】1万円×4人

41,000円

B 0円

控除不足額(A+B)を1万円単位で切り上げた額 =

支給額

【例】A48,000円 + B 0円 = 48,000円

【例】**50,000円**

※定額減税と併せた給付制度であるため、対象となる方には、大東市より上記支給額が記載された書類が送付されます。書類が送付されない方は、給付金の対象ではありません。納税義務者に支給します。

給付金の支給手続き

対象者へ「令和6年度 大東市調整給付金支給確認書」を送付します。内容を確認し、いずれかの方法にて**申請してください**。

受付期限は**令和6年10月31日(木)まで**です。(消印有効)

	返送による申請	オンライン申請
準備するもの	①令和6年度 大東市調整給付金支給確認書 ②本人確認書類の写し 【該当者のみ】 ③口座情報が確認できる書類の写し (口座欄が空欄の人や記載されている口座以外を希望する人)	①マイナンバーカード ②マイナポータルアプリのインストール ③公金受取口座情報の登録
手続き方法	確認書に必要事項を記入し、同封の封筒にて郵送してください。 ※記入漏れや書類の漏れがないようにしてください。	オンライン上での手続き
支給時期	確認書の審査が完了した日から3週間後を目途に給付金を支給します。	手続き完了後、すみやかに支給します。

※対象と思われるが、8月末までに書類が届かない方はコールセンターまでお問合せください。

その他



大東市調整給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

大東市重点支援給付金コールセンター
(大東市立市民会館 3階304会議室)



072-871-2070

受付時間 9:00~17:30まで(平日のみ)

※詳しくは、「大東市ウェブサイト」、「給付金・定額減税一体措置」もご覧ください

大東市 調整給付

(<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/20/54647.html>)

検索

給付金・定額減税一体措置

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

検索

